

泉崎村商工会ニュース

案内

協会けんぽの 保険料率について

令和6年3月分(4月納付分)から健康保険料・厚生年金保険料が変更になりました。
※介護保険料は40歳から64歳までの方にご負担いただくもので全国一律の保険料率です。

健康保険料率

9.59%

介護保険料率

11.19%

厚生年金保険料率

18.30%

労働

令和6年度の 雇用保険料率について

令和6年4月1日～令和7年3月31日の雇用保険料率は下表のとおりとなります。
(令和5年度から改定なし)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
(令和5年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	17.5/1,000
(令和5年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	18.5/1,000
(令和5年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

第18回いずみざき桜ウォーク

【開催日】令和6年4月6日(土) ※小雨決行

【申込締切】令和6年3月31日(金)

※当日申込みは不可となります

【申込先】泉崎村役場 産業経済課

TEL0248-53-2430



金融

マル経融資について

商工会の推薦により日本政策金融公庫が無担保・無保証・低利で融資する「マル経融資制度」が利用できます。運転資金や設備資金として利用できます。ご相談ください。



マル経金利 (令和6年3月1日現在)

1.30%

税務

確定申告書等への税務署 収受印の廃止について

税務関係書類について、これまで税務署受付時に収受受付印が押印されておりましたが令和7年1月より収受印の押なつが廃止されることになりました。



定額減税について

令和6年分の所得税について一人あたり3万円減税されます(合計所得額が1805万円以下の人が対象)。それに伴い、6月以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務が必要となります。給与支給時にはご注意ください。



福島県省エネ設備更新補助金

補助率 1/2 上限 80万円

申請期限:

令和6年3月29日(金)

申請方法: 電子申請のみ

※詳細は福島県HPへ →→



泉崎村商工会ホームページ

随時情報を発信しています。

<https://www.izumizaki.net>

